

一般廃棄物処理施設設置許可証

令和3年3月18日

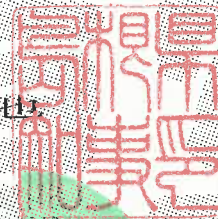
住所 浜田市原井町9-5-7番地

名称 有限会社 浜田浄化センター

代表取締役 大久保 敦司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

島根県知事 丸山 達也



許可の年月日	令和3年3月18日	許可番号	廃第1号の2
施設の種別及び処理する一般廃棄物の種別	ごみ処理施設（政令第5条第1項、一般廃棄物の焼却施設） 可燃ごみ		
設置場所	浜田市生湯町1892番4		
処理能力	1. 67t/時間 24時間稼働 40t/日		
許可の条件	特記事項なし		
省令第3条第7項の規定による許可証の提出の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容に変更等があった場合は、速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		